

工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等の工事計画届出書の届出要領

1 届出の趣旨

消防用設備等の工事の着手前に消防機関に届け出ることを義務付けることにより、消防機関が事前に消防用設備等について把握し適切な行政指導を行うためのものである。

2 届出要領

（1）届出時期

工事に着手しようとする日の10日前までに提出すること。

（2）添付図書等

消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに表（1）－1に掲げる添付書類を工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等の工事計画届出書（以下「着工届出書等」という。）に添付すること。

（3）届出方法

ちば電子申請システム（[工事整備対象設備等着工届出書](#)、[消防用設備等の工事計画届出書](#)）にて電子申請、又は、各消防用設備等の種類ごとに2部（正本及び副本をそれぞれ1部）を届け出ること。

また、郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

（4）届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

※担当係

建築第一係（中央区、緑区） TEL043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） TEL043-202-1736

表（1）－1

設備等の種類	添付を要する図書			
	平面図*1	配管系統図*2	配線系統図*3	計算書*4
屋内消火栓設備	○	○	○	○
スプリンクラー設備	○	○	○	○
水噴霧消火設備	○	○	○	○
泡消火設備	○	○	○	○
不活性ガス消火設備	○	○	○	○
ハロゲン化物消火設備	○	○	○	○
粉末消火設備	○	○	○	○
屋外消火栓設備	○	○	○	○
動力消防ポンプ設備	○*5			○
自動火災報知設備	○		○	
ガス漏れ火災警報設備	○		○	
漏電火災警報器	○		○	
消防機関へ通報する火災報知設備	○		○	
非常警報設備	○		○	
避難器具	○*5			○
誘導灯	○		○	
消防用水	○*5			○
排煙設備	○	○	○	○
連結散水設備	○	○	○	○
連結送水管	○	○	○	○
非常コンセント設備	○		○	
無線通信補助設備	○		○	
総合操作盤	○		○	
フード等用簡易自動消火装置	○	○	○	
パッケージ型消火設備	○			
パッケージ型自動消火設備	○	○	○	
共同住宅用スプリンクラー設備	○	○	○	○
特定駐車場用泡消火設備	○	○	○	○
特定小規模施設用自動火災報知設備	○		○	
複合型居住施設用自動火災報知設備	○		○	
共同住宅用自動火災報知設備	○		○	
住戸用自動火災報知設備	○		○	
共同住宅用非常警報設備	○		○	
加圧防排煙設備	○	○	○	○
共同住宅用連結送水管	○	○	○	○
共同住宅用非常コンセント設備	○		○	

- ＊1 平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。また、間仕切り壁については、上部の開口高さ等を記載すること。
- ＊2,3 配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。
- ＊4 計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。
 - （ア） 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
 - （イ） 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
 - （ウ） 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
 - （エ） 電動機等の所要容量の算出方法
 - （オ） 非常電源の容量の算出方法
 - （カ） 避難器具の取付金具及び取り付け部分の強度の算出方法
 - （キ） その他消防用設備等の設置に係る算出方法
- ＊5 配置図を添付すること。

3 届出に係る留意事項

（1）一般的事項

- ア 届出様式、記載例は、[千葉市消防局のホームページ](#)を参照すること。
- イ 届出は、防火対象物ごと（消防用設備等の設置単位に基づいた棟単位をいう。）に行うことを原則とするが、敷地単位又は複数の防火対象物を一の防火対象物として設置が必要となる消防用設備等についてはこれによらないことができる。（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水）
- ウ 添付書類は、折り上げて JIS A4 を原則とする。また、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。
- エ 着工届出書等の添付図書のうち届出期日までに消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行うことができる。
- オ 増設、移設及び改修の場合は、工事部分とその他の部分を色別等により明確にすること。
- カ 任意で設置する消防用設備等については届出の必要はない。

（2）個別事項

消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。

4 着工届出書等の概要

（1）届出を要する消防用設備等

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事において、法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等着工届書及び条例第47条の2に基づく消防用設備等の工事計画届出書による届出を要する消防用設備等の種類は、表（1）－2によるものとする。なお、消防用設備等の工事計画届出書については各市町村等により取り扱いが異なるため留意すること。

表（1）－2

工事整備対象設備等着工届書	消防用設備等の工事計画届出書
屋内消火栓設備	動力消防ポンプ設備
スプリンクラー設備	漏電火災警報器
水噴霧消火設備	非常警報設備
泡消火設備	避難器具（着工届の該当となるものを除く。）
不活性ガス消火設備	誘導灯及び誘導標式
ハロゲン化物消火設備	消防用水
粉末消火設備	排煙設備
屋外消火栓設備	連結散水設備
自動火災報知設備	連結送水管
ガス漏れ火災警報設備	非常コンセント設備
消防機関へ通報する火災報知設備	無線通信補助設備
金属製避難はしご（固定式のものに限る。）	共同住宅用非常警報設備
救助袋	共同住宅用連結送水管
緩降機	共同住宅用非常コンセント設備
パッケージ型消火設備	特定小規模施設用自動火災報知設備 （着工届の該当となるものを除く。）
パッケージ型自動消火設備	加圧防排煙設備
共同住宅用スプリンクラー設備	フード等用簡易自動消火装置 （条例第47条の2の規定に準じて提出を指導）
共同住宅用自動火災報知設備	*令第7条に規定する簡易消火用具「水バケツ、水槽等」及び非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）は、着工届出書等は対象外
住戸用自動火災報知設備	
特定小規模施設用自動火災報知設備 （受信機を有するものに限る。）	
複合型居住施設用自動火災報知設備	
特定駐車場用泡消火設備	
特殊消防用設備等	

(2) 届出を要する工事

着工届出書等による届出を要する工事は、表(1)－3の1～5に掲げる工事である。

表(1)－3

【工事】	
1 新設	防火対象物（新築のものを含む）に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。
2 増設	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
3 移設	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう
4 取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
5 改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
【工事以外】	
6 補修	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
7 撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

<工事と整備の区別>

- * 1 定温式スポット型感知器（1種）を定温式スポット型感知器（特種）に交換する場合は、整備に該当する。
- * 2 差動式分布型感知器（空気管式）を差動式又は定温式スポット型感知器に交換する場合は、工事（取替え）に該当する。
- * 3 煙感知器を熱感知器に交換する場合は工事（取替え）に該当する。
- * 4 移報用装置及び連動停止スイッチ箱（日本火災報知機工業会の自主管理品）の機器等は、自動火災報知設備の付属装置として、取付工事は整備とする。
- * 5 表示板、表示灯の交換、屋内・外消火栓設備のホース及びノズル又は各設備等のヒューズ類、ネジ類等の部品の交換、締付け等、消火栓箱、ホース格納箱等の補修等は、軽微な整備であり、「整備」に該当しない。
- * 6 各消防用設備等の具体的な工事又は整備の内容は、表（1）－4を参照すること。

表（1）－4

消防用設備等ごとの具体的な区別

設備等の種類	工事の内容	整備の内容
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	1 加圧送水装置の設置工事 2 制御弁その他の弁及び接手の設置工事 3 屋内（屋外）消火栓の設置工事 4 吸水口の設置工事 5 屋内（屋外）消火栓箱の設置工事 6 起動装置及び表示装置の設置工事 7 圧力計の取付工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
スプリンクラー 設備	1 加圧送水装置の設置工事 2 開閉弁、制御弁その他の弁及び継手の設置工事 3 スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の設置工事 4 送水口及び吸水口の設置工事 5 起動装置、自動警報装置及び表示装置の設置工事 6 自動火災感知装置の設置工事 7 圧力計の取付工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
水 噴 霧 消 火 設 備	1 加圧送水装置の設置工事 2 開閉弁、制御弁その他の弁及び継手の設置工事 3 水噴霧ヘッドの設置工事 4 吸水口の設置工事 5 起動装置、自動警報装置及び表示の設置工事 6 自動火災感知装置の設置工事 7 排水設備の設置工事 8 圧力計の取付工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
泡 消 火 設 備	1 水源の設置工事 2 加圧送水装置の設置工事 3 開閉弁、制御弁その他の弁及び継手の設置工事 4 泡ヘッド、泡放出口及び吸水口又はホース接続口及び吸水口の設置工事 5 配管の接続工事 6 起動装置、自動警報装置及び表示装置の設置工事 7 泡消火薬剤混合装置の設置工事 8 泡消火薬剤又は化学泡消火の貯蔵槽の設置工事 9 圧力計の取付工事 10 自動火災感知装置の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換 3 消火薬剤の詰替* *PFOS含有の消火薬剤から非PFOS含有の消火薬剤へ詰め替える行為は工事（取替え）として扱うこと。
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	1 不活性ガス消火剤容器の設置工事 2 開閉弁、制御弁その他の弁及び接手の設置工事 3 噴霧ヘッド又はホース接続口の設置工事 4 配管の接続工事 5 起動装置の設置工事 6 音響装置の設置工事 7 圧力計の取付工事 8 自動火災感知装置の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換 3 消火薬剤の詰替
ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	1 ハロゲン化物消火剤のタンクの設置工事 2 加圧用ガス容器の設置工事 3 開閉弁、制御弁その他の弁及び接手の設置工事 4 噴霧ヘッド又はホース接続口の設置工事 5 配管の接続工事 6 起動装置の設置工事 7 音響装置の設置工事 8 圧力計の取付工事 9 自動火災感知装置の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換 3 消火薬剤の詰替

設備等の種類	工事の内容	整備の内容
粉末消火設備	1 容器の設置工事 2 加圧用ガス容器の設置工事 3 開閉弁、制御弁その他の弁及び接手の設置工事 4 噴霧ヘッド又はホース接続口の設置工事 5 配管の接続工事 6 起動装置の設置工事 7 音響装置の設置工事 8 圧力計の取付工事 9 自動火災感知装置の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換 3 消火薬剤の詰替
自動火災報知設備	1 感知器の設置工事 2 受信機の設置工事 3 発信機の設置工事 4 受信機、発信機、感知器等の相互の接続工事 5 音響装置の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
ガス漏れ火災警報設備	1 ガス漏れ検知器の設置工事 2 受信機の設置工事 3 中継器の設置工事 4 音響装置の設置工事 5 検知器、受信機、中継器等の相互の接続工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
消防機関へ通報する火災報知設備	1 装置の設置工事 2 発信機の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
金属製避難はしご （固定式のものに限る） 救助袋 緩降機	1 取付金具の設置工事	1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換
消火器		1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換 3 消火薬剤の詰替
漏電火災警報器		1 設備の補修及び機能調整 2 部品の交換

(3) 工事の着手日

工事の着手日とは、表（1）－5によること。

表（1）－5

工事整備対象設備等着工届	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備	各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備	警報設備の受信機の設置工事（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器）、火災通報装置については装置の設置を行おうとする日
	金属製避難はしご（固定式のものに限る。）、救助袋、緩降機	避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日
	パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日
	パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日
	共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機を有するものに限る。）、複合型居住施設用自動火災報知設備、特定駐車場用泡消火設備	通常用いられる消防用設備等に準じた日
	特殊消防用設備等	通常用いられる消防用設備等、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備に準じた日
消防用設備等の工事計画届	動力消防ポンプ設備、消防用水	水源の工事を行おうとする日
	漏電火災警報器	警報器本体の取付工事を行おうとする日
	非常警報設備	音響装置を設置しようとする日とする。ただし、放送設備にあっては、スピーカー又は操作部等を設置しようとする日
	避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）を除く）及び誘導灯	取付工事を行おうとする日
	排煙設備	風道の取付工事をしようとする日
	連結散水設備、連結送水管	設備の配管（ヘッドを直接取り付ける配管を除く。）工事を行おうとする日
	非常コンセント設備	配線工事を行おうとする日
	無線通信補助設備	漏えい同軸ケーブル等の設置工事を行おうとする日
	フード等用簡易自動消火装置	配管の接続工事を行おうとする日

（4）その他（工事又は整備からの除外部分）

消防設備士が行う消防用設備等の工事又は整備の内容で業務独占より除外されている部分は、次のとおりである。（令第36条の2第1項）

ア 電源、水源及び配管の部分

（ア）屋内消火栓設備

（イ）スプリンクラー設備

（ウ）水噴霧消火設備

（エ）屋外消火栓設備

（オ）必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備のうち、（ア）から（エ）までの消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

α パッケージ型消火設備

β パッケージ型自動消火設備

γ 共同住宅用スプリンクラー設備

（カ）特殊消防用設備等のうち、（ア）から（エ）までの消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

イ 電源の部分

（ア）泡消火設備

（イ）不活性ガス消火設備

（ウ）ハロゲン化物消火設備

（エ）粉末消火設備

（オ）自動火災報知設備

（カ）ガス漏れ火災警報設備

（キ）消防機関へ通報する火災報知設備

（ク）必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備のうち、（ア）から（キ）までの消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

α 共同住宅用自動火災報知設備

β 住戸用自動火災報知設備

γ 特定小規模施設用自動火災報知設備

δ 複合型居住施設用自動火災報知設備

ε 特定駐車場用泡消火設備

（ケ）特殊消防用設備等のうち、（ア）から（キ）までの消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの